

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における 事故発生時の報告マニュアル

香川県健康福祉部長寿社会対策課
(令和4年4月1日制定)

1 目的

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「事業者」という）は、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応状況を県または中核市に報告することにより、その報告を受けた県または中核市が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、指導及び助言を実施することにより、事業者と県または中核市が連携して、サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に利用者の家族等への連絡を行うとともに、県または中核市に対して速やかに報告を行うこととする。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事、虐待等による事故
- (4) その他、報告が必要と認められる事故

(注意)

- ・利用者が事業者の敷地内・居室内にいる間に発生した事故は、原則として報告対象に含まれる。また送迎、通院等の間の事故も同様とする。（事故の発生原因が不明のものも含む）
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
- ・特定施設入居者生活介護のサービス、指定居宅サービス提供中に発生した事故については、「指定介護保険サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」に基づいて、サービス提供事業者が市町に報告すること。

3 報告の手順

(1) 事故後、各事業者は5日以内に少なくとも事故報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、県または中核市へ報告する。

① 県への報告方法（対象：中核市以外に所在地のある事業者）

原則、香川県電子申請・届出システムにより報告する。

② 中核市への報告方法（対象：中核市に所在地のある事業者）

原則、電子メールでの提出とする。電子メールの件名は「【事故報告】(施設名)」とすること。報告先のメールアドレスについては、中核市の担当課へ確認すること。

(注1) 報告方法は、原則上記①または②での提出とする。ただし、対応が困難な場合は紙での提出も可とする。

(注2) 次の①～④の事由による重大性の高い事故については速やかに電話で報告後、事故報告書を提出する。

- ① 事故により利用者が死亡したもの
- ② 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ③ 職員の不祥事、法令違反
- ④ 重大な指定基準違反が原因と思われるもの

(2)各事業者は、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、最終報告（事故の原因分析や再発防止策等を記載したもの）については、事故発生後原則2週間以内に報告する。ただし、報告が遅れる場合はその旨を県または中核市に連絡すること。

（注1）報告方法は、上記「3（1）（注1）」と同様とする。

（注2）第1報で最終報告まで行う場合は、事業者の検討会等で事故の原因分析・再発防止策を十分に検討し、その内容を記載して提出すること。その際、事故報告書様式の第1報と最終報告の両方にチェックを行うこと。

4 中核市から県への報告について

(1) 随時報告

中核市は、事業者から受けた事故報告の内容が死亡事故の場合は、事業者からの報告書（紙の場合は写し）を5日以内に原則電子メールにて県に提出するものとする。

(2) 年間報告

中核市は、事業者から受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌4月末日までに、電子メールにて県に報告するものとする。（(1)の報告を含む。）

5 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は事業者の事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

【事故報告のフロー図】

